



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
9 月 22 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 22 日

滋賀県監査委員	上 田	彰
"	三 宅	忠 義
"	柊	勝 次
"	中 森	武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	滋賀県土地開発公社	
監査執行年月日	平成 17 年 11 月 11 日	
監査結果報告年月日	平成 18 年 2 月 20 日	
監 査 の 結 果	<p>びわ湖東部中核工業団地の土地譲渡契約に係る売買代金の平成 16 年度末の収入未済額は、前年同期に比べ 12,032,230 円増加し 62,631,604 円となっており、現状ではさらにその増加が見込まれることから、債務者に対してなお一層収納の促進に努めるとともに、他の債権者と積極的に協議を進め効果的な対策を講じられたい。</p>	
当該監査の結果に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	<p>平成 15 年 5 月 12 日に第 2 順位の根抵当権者が大津地方裁判所彦根支部へ競売の申し立てを行って以来、過去 4 回の競売が実施された結果、平成 17 年 8 月 30 日に売却先が確定し、平成 17 年 10 月 5 日に配当額が決定したところである。(配当実施額 9,866,434 円)</p> <p>このことから、競売事件については一定の結論を見ることとなったが、上記配当額は、未収債権を大幅に下回ることから、今後も引き続き独立行政法人中小企業基盤整備機構と協議を行い残債権回収方策ならびにその可能性について検討し、債権回収に努めることとした。</p>	
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(政策調整部企画調整課)	
	<p>競売について一定の整理がついたことから、今後は、産業廃棄物に係る訴訟事件の推移を見極め、独立行政法人中小企業基盤整備機構と緊密な連携のもと、効果的な対策を検討し、未収金残金の回収を図るよう指導した。</p>	

監査執行対象機関名	財団法人滋賀県文化振興事業団	
監査執行年月日	平成 17 年 11 月 18 日	
監査結果報告年月日	平成 18 年 2 月 20 日	
監 査 の 結 果	<p>水口文化芸術会館の使用料収入において、平成 17 年 3 月末日現在、202,547 円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。</p>	

当該監査の結果に基づき「財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容	
<p>当該収入未済については、未納者が住所地に不在であり所在不明の状況が続いていたため、所轄の警察署や弁護士等と法的措置も含めて今後の回収方法について相談・検討を行いながら、繰り返し書留郵便等で督促を行っていたところ、平成18年5月に三重県津市内で未納者と接触することができ、その場で5月末までに全額納付する旨の確約書を書かせるなど、振り込みの意思を確認した。</p> <p>しかし、平成18年6月1日付けの振込金額は、収入未済額202,547円全額ではなく、50,000円であったことから、引き続き書留郵便等で残金の督促を行っているが、現時点では残金が振り込まれていない状況である。</p> <p>今後、未納者の情報を収集し、郵便等による督促、また、社団法人全国公立文化施設協会を通じての情報提供等あらゆる方策を検討しながら確約書の履行を求め、残金の回収に努める。</p>	
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(県民文化生活部県民文化課)
<p>監査結果の通知を踏まえて、県民文化生活部長名で財団法人滋賀県文化振興事業団理事長あて通知し、改善措置の検討、報告を求めるとともに今後のより適正な事務の執行等を指導・助言した。</p>	

監査執行対象機関名	財団法人滋賀県公園・緑地センター
監査執行年月日	平成17年11月22日
監査結果報告年月日	平成18年2月20日
監査の結果	<p>びわこ文化公園維持管理業務委託契約他において、1者見積りとする随意契約理由が不適正な事例および発注方法が不適当な事例が多く認められたので、契約のより公平性、透明性、経済性の確保の観点から、競争入札等による適正な執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき「財団法人滋賀県公園・緑地センター」が講じた措置の内容	
<p>都市公園維持管理業務等の委託契約においては、当センター会計規程に基づく契約事務手続きを厳格に遵守し、これまで安易に1者見積りとしていたものについては、3者見積りを原則にする改善を図った。今後、より一層競争原理の徹底を図り、契約の公平性、透明性、経済性を確保していくこととする。</p>	
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(土木交通部都市計画課)
<p>県営都市公園維持管理業務等については、平成18年度より、その大半の業務について指定管理者制度が導入され、財団法人滋賀県公園・緑地センターは、奥びわスポーツの森、びわこ文化公園、春日山公園および尾花川公園などの維持管理業務の指定管理者となるが、公益性を有する法人として滋賀県財務規則を準用したセンター会計規程に従って経理することに変わりはない。今回、判明した不適正な契約の取扱いは、前回の監査時に指摘があったにもかかわらず、これまでの慣行に従い契約事務を執行していたものであり、監査結果に基づき、センターに対して適正な契約事務の徹底を指示するとともに、平成18年3月からは、毎月の契約執行状況の報告を求めている。また、必要に応じて実地調査を行うこととし、平成18年5月に第1回目の調査を実施した。その結果、従来、随意契約であった文化ゾーンタ照庵警備業務委託などの契約方法が指名競争入札に変更になり改善が見られた。</p>	

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成18年2月20日
監査の意見	<p>(1) 目標管理による経営のさらなる効率化について</p> <p>(①財団法人滋賀県文化振興事業団、②財団法人びわ湖ホール、③社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団、④滋賀県道路公社、⑤滋賀県住宅供給公社)</p> <p>依然として続く厳しい財政事情に加え、平成18年度から指定管理者制度が導入される</p>

など財政的援助団体を取り巻く情勢は、大きく変わろうとしている。このような状況を踏まえ、各団体における事業の推進に当たっては、自らが努力を注いで達成可能となる経営上の数値目標を設定し、数値による把握と検証を行うとともに、常にコスト意識を念頭に置き、外部委託を導入するなど経営の効率化を図り、収支の改善に職員が一丸となって取り組まれない。

①財団法人滋賀県文化振興事業団

滋賀県文化振興事業団は、滋賀会館、希望が丘文化公園など県立 8 施設の管理運営を受託し、伝統芸能フェスティバル、コンサート、展覧会、文化教室、キャンプ等各種事業を実施している。県民文化振興の一翼を担い、事業を継続して実施していくためには、健全な経営を確保することが求められる。このため、各種事業の実施においては、常にコスト意識を念頭に置き、利用者数の目標値を設定し、その達成に向けた集客力の図れる取組みなどを進められたい。

②財団法人びわ湖ホール

びわ湖ホールは、県民が誇りの持てる芸術文化施設としての地歩を築き上げることが期待されており、その管理運営を受託する財団として健全な経営を確保することが求められる。このため、事業収入の拡大を念頭に置いた運営を図ることも必要であり、県民利用の向上を図りつつさらなる観客創造に努めるとともに、入場料収入について目標を定め、施設の減価償却費や人件費を含めた経営の視点についても、検討を進められたい。

③社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団

滋賀県社会福祉事業団は、養護老人ホームさつき荘をはじめ県立 12 施設の管理運営を受託しているが、社会福祉法人を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、中長期的な展望の下にその経営基盤の強化を図る必要がある。このため、複数の施設を経営するメリットを生かし、事務集中化の効果をさらに高めるとともに、利用の低調な生活管理指導短期宿泊事業など各種事業の稼働率にかかる目標値の設定や外部委託の導入など、徹底したコスト意識に基づく経営改善に努められたい。

④滋賀県道路公社

滋賀県道路公社の管理する 4 有料道路・1 駐車場の利用台数については、経営の基盤となるものであることから、国の許可を受けた計画値に対する利用状況の評価にとどまらず、現状を踏まえた達成可能な経営目標値の設定や定期的な見直しにより、経営計画の策定を図られたい。また、料金徴収事務等については、一括契約を検討するなど、コスト意識の徹底により事務改善を進められたい。

⑤滋賀県住宅供給公社

滋賀県住宅供給公社が順次募集を行ってきた分譲住宅（区画）は、平成 17 年 3 月末現在、41 区画が未売却となっている。中でも、平成 14 年度から募集を開始した高島市新旭駅前団地は、18 区画のうち 14 区画が未売却である。団地ごとに未売却区画の販売目標を定め、積極的な営業活動を行い、早期に完売できるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき「①財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容

指定管理者制度の導入や 4 つの県立文化芸術会館の市移管の初年度となる平成 18 年度において、財団法人滋賀県文化振興事業団では、引き続き指定管理者として管理運営にあたる「滋賀会館」、「しが県民芸術創造館」、「滋賀県立文化産業交流会館」および「滋賀県希望が丘文化公園」について、日常の安全管理に万全を期し、利用拡大に努めることとしている。また、中期的な経営方針を策定するなど経営体制の見直しに取り組むとともに、利用者ニーズの把握とサービス向上策の実現に努め、広域的かつ高度・専門的な事業を企画実施することによって、一層の効果的、効率的な管理運営を目指し、さらに、市移管施設に対して支援事業を実施するなど、県内文化ホールのネットワークの中核的役割を果たすこととしている。